

## 使用前自己確認結果届出書

令和7年6月12日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒460-8510

住所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

氏名：合同会社メガソーラー菅原

代表社員 菅原太陽光ビジネス研究株式会社 代表取締役 菅原 拓

（法人番号：12345678910）

連絡先：〇〇支店 技術部 技術部長 菅原 拓一

電話番号 09042219723

メールアドレス sugawara.hiraku@.co.jp

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

1. 確認年月日

別紙のとおり

2. 確認の対象

発電所又は発電設備の種類 太陽電池発電所

発電所名称：名古屋メガソーラー

発電所住所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

発電所出力：（変更前）50kW（変更後）150kW

発電所電圧：200V

根拠条文：電気事業法施行規則 別表第7 第3項 第1号

3. 確認の方法

別紙のとおり

4. 確認の結果

別紙のとおり

5. 確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名

別紙のとおり

6. 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務を委託して行った場合にあつては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

該当無し

7. 確認の結果にもとづいて補修などの措置を講じたときは、その内容

該当無し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※FIT認定を受けている場合、下記に設備IDをご記載ください（任意）

FIT設備ID：AD3318437DF

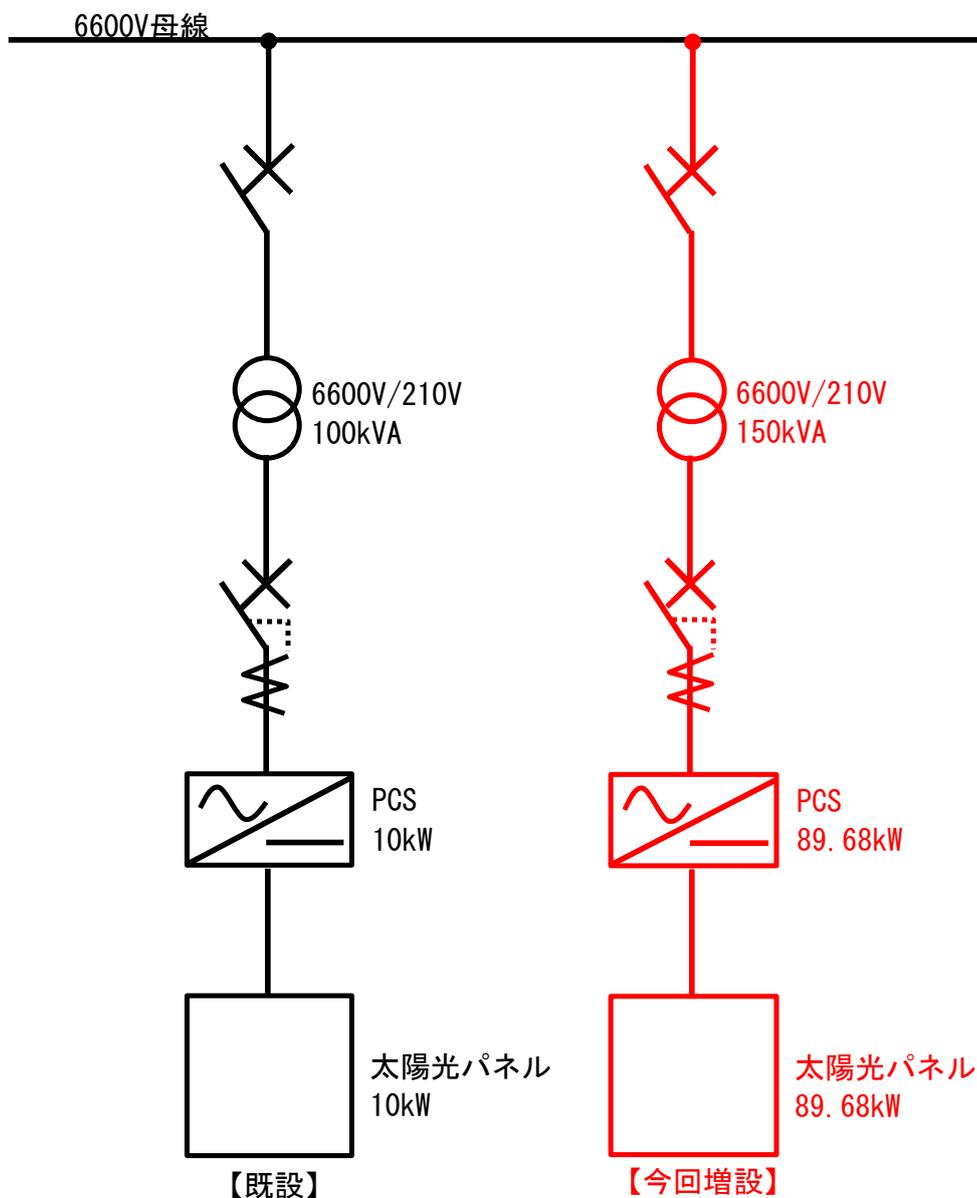
変更の工事に該当する場合

## 変更理由を説明する書類

電気事業法施行規則 別表第7 第3項 第1号の対象となる箇所の概要を説明いたします。

当該事業場は、需要設備へ高圧連系する自家消費の太陽電池発電所です。  
今回、自家消費の高圧連系の発電所を新たに設置したため、届出を行います。

### 【設備概略図】



番号	確認項目	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無(1)	記録による確認		規格に沿って確認を行った場合の規格番号	備考	確認年月日、確認者(2)	
						工場試験結果による確認の有無	その他記録(図面、書類等)による確認の有無			設置者	主任技術者
1	外観検査	確認方法 検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。なお、判定基準の②、③、④、⑩、⑪、⑬を認める場合は書類等によって確認することもできる。	<input checked="" type="checkbox"/> 済	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	対象となる規格無し	設計時に於いて電気設備の技術基準に基づく支持物の強度計算の妥当性の確認の有無	確認年月日 令和7年6月12日	確認年月日 令和7年6月12日
		判定基準 ①中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条第10項) ②必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条) ③高圧又は特別高圧用の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないように施設されていること。(電技解釈第21条、第22条) ④アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。(電技解釈第23条) ⑤高圧又は特別高圧電路中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。(電技解釈第34条) ⑥高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第33条、第34条、第35条) ⑦高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第36条) ⑧太陽電池発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第37条) ⑨太陽電池発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に旋錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第38条) ⑩太陽電池発電所の周囲の柵、塀等の高さ、柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。(電技解釈第38条) ⑪ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第40条) ⑫発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第42条、第43条) <small>⑬検査の対象となる電気工作物が図面等の記載事項どおり施設されていること。なお、支持物の基礎については、当該記載事項どおり施設されていることが施工の状態が分かる写真や施工記録等により確認されていること。</small>	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無			確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー 菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 判定基準の②、③、④、⑩、⑪、⑬は書類等によって確認した。	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー 菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一
2	設計荷重の確認	確認方法 検査対象となる電気工作物の支持物の設計荷重が当該設置環境下の荷重として適切に設定されていることを図面等(構造計算書、架台図、載荷試験結果及び地盤調査結果等を含む。以下「Ⅱ-1. 使用前自己確認の方法 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備」において同じ。)によって確認する。	<input checked="" type="checkbox"/> 済	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	JISC8955(2017)	判定基準の①～⑧は書類等によって確認した。⑨は対象外	確認年月日 令和7年6月12日	確認年月日 令和7年6月12日
		判定基準 自重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重が、日本産業規格 J I S C 8 9 5 5 ( 2 0 1 7 ) 「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」等に基づき設定されていること。 具体的には、以下の項目を満たすこと。 ①自重は、太陽電池モジュール、支持物及び支持物に取付けられている電気設備(逆変換装置、電線、接続箱、集電箱)等の重量が設定されていること。 ②風圧荷重は、アレイ面と支持物のそれぞれの荷重が与えられていること。 ③基準風速、地表面粗度区分は当該設備の設置場所に応じた値が設定されていること。 ④風力係数は風洞実験結果から与えられた数値、または J I S C 8 9 5 5 ( 2 0 1 7 ) に示された設置形態に応じた数値が設定されていること。 ⑤積雪荷重の地上垂直積雪量は、J I S C 8 9 5 5 ( 2 0 1 7 ) の算定方法により求めた値が設定されていること。 ⑥勾配係数はアレイ面の角度に応じた値が設定されており、アレイ面の積雪が確実に滑落しないと判断できる場合には勾配係数を1としていること。 ⑦雪の単位荷重は、一般の地方で 2 0 N / c m / m 以上、多雪区域で 3 0 N / c m / m 以上が設定されていること。 ⑧地震荷重の設計用水平震度は、J I S C 8 9 5 5 ( 2 0 1 7 ) に示された設置形態(地上設置および建築物等設置)及び設置場所に応じた値が設定されていること。	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無			確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー 菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー 菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一
3	支持物構造の確認	確認方法 図面等での支持物の形状及び寸法、使用材料等が実際の設備の支持物と一致していることを確認する。 支持物が各種設計荷重に対して安定した構造であることを図面等によって確認する。	<input checked="" type="checkbox"/> 済	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	対象となる規格無し	判定基準の①は書類等と現地が一致していることを確認した。判定基準の②は構造計算書により基準値を満たしていることを確認した。	確認年月日 令和7年6月12日	確認年月日 令和7年6月12日
		判定基準 ①支持物の架構(部材の組み方や形状、使用材料等)及び寸法が図面等と一致していること。 ②図面等に示された支持物(基礎を含む)の架構図をもとに正面、側面、背面の架構について不静定次数の計算を行い、いずれの架構も不静定次数の値が0以上の安定した構造(静定・不静定)であること。このとき、部材間の接合部の条件を適切に設定し、不静定次数の算出方法は、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説(令和3年12月20日)の解釈第3条の解説(支持物の架構)を参照すること。	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無			確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー 菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー 菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一
4	部材強度の確認	確認方法 部材が受ける応力が許容応力度以下であることを図面等によって確認する。	<input checked="" type="checkbox"/> 済	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	対象となる規格無し	構造計算書により判定基準すべてが満たされていることを確認した。	確認年月日 令和7年6月12日	確認年月日 令和7年6月12日
		判定基準 ①全ての部材の形状、断面性能および許容応力度が示されていること。 ②部材の許容応力度は、ボルト孔による断面欠損、有効断面積、座屈による低減などが考慮されていること。 ③各種設計荷重に対する各部材の応力が示されていること。 ④各部材の検定比(=応力/許容応力度)が1以下であること。	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無			確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー 菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー 菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一

番号	確認項目	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無(1)	記録による確認		規格に沿って確認を行った場合の規格番号	備考	確認年月日、確認者(2)		
						工場試験結果による確認の有無	その他記録(図面、書類等)による確認の有無			設置者	主任技術者	
5	使用材料の確認	確認方法	安定した品質の材料が使用されているか図面等によって確認する。	<input checked="" type="checkbox"/> 済	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	JISC8955、JISB1054-1、本体金具：JIS H 4100、押さえ金具：JIS H 4100、ボルト：JIS B 1054-1	図面および構造計算書により判定基準すべてが満たされていることを確認した。 ③は、材料が J I S、I S O に規定された材料ではないものの、強度特性が J I S、I S O と同等以上であることが設計書により明確となっており、判断基準に適合していることを確認した。	確認年月日	確認年月日
		判定基準	①日本産業規格(JIS)、国際規格(ISO)に規定された材料であること。 ②腐食、腐朽および劣化しやすい材料については、その対策処理(めっき、塗装など)が施されていること。 ③④以外の規格に規定された材料を使用する場合には、その強度特性を明確にしたうえで設計条件に適合していること。	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無			令和7年6月12日	令和7年6月12日
6	接合部構造の確認	確認方法	接合部における存在応力を確実に伝える構造であるかを図面等によって確認する。	<input checked="" type="checkbox"/> 済	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	対象となる規格無し	構造計算書により判定基準すべてが満たされていることを確認した。	確認年月日	確認年月日
		判定基準	①全ての接合部についての仕様(形状や締結材の仕様等)が示されていること。 ②接合部に作用する応力が示されていること。 ③部材間の摩擦によって接合される接合部(単管クランプ、スロット接合等)については、部材間の摩擦力が適切に評価されていること。 ④押さえ金具は、荷重作用時の部材の変形を考慮した十分な掛かりしろが確保されていること。 ⑤接合強度のばらつきが想定される場合には、そのばらつきを考慮した強度の低減を行っていること。 ⑥②に示された応力に対して接合部の外れ、ずれ、大きい変形の発生がなく、接合強度が上回っていること。	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無			令和7年6月12日	令和7年6月12日
7	基礎及びアンカー強度の確認	確認方法	支持物の基礎およびアンカーは設計荷重に対して上部構造に支障をきたす沈下、浮上及び水平方向への移動が生じないことを図面等によって確認する。	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有		基礎およびアンカーは存在しないため、対象外とした。	確認年月日	確認年月日
		判定基準	①基礎に作用する押込方向、引抜方向、水平方向の応力に対して抵抗力があること。 ②構造計算によって基礎の抵抗力が与えられている場合は、当該設備の地盤特性(土質、N値等)が適切に設定されていること。 ③載荷試験によって基礎の抵抗力を確認している場合は、適切な試験方法で実施されていること。 ④水面に施設される設備のアンカーにおいては、アンカーごとの荷重の偏りを考慮して安全性が確認されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無			令和7年6月12日	令和7年6月12日
8	アレイ面の最高の高さが9mを超える場合に必要の確認	確認方法	建築基準法(昭和25年法律第201号)での工作物の規定に適合していることを図面等によって確認する。	<input checked="" type="checkbox"/> 済	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	建築基準法に基づき確認済み	図面および構造計算書により判定基準すべてが満たされていることを確認した。	確認年月日	確認年月日
		判定基準	①設備の基礎は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第38条の要求を満たしていること。 ②建築基準法施行令第65条に基づき、架台を構成する部材のうち圧縮力を負担する部材は、有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう)が支柱では2.0以下、それ以外の部材では2.5以下であること。 ③建築基準法施行令第66条に基づき、架台の支柱の脚部は国土交通大臣が定める基準(平成12年建設省告示第1456号)に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結されていること。ただし、滑動構造である場合においては、この限りでない。 ④支持物の接合部に用いる高力ボルト、ボルト及びナットは、建築基準法施行令第68条の要求を満たしていること。 ⑤建築基準法施行令第69条に基づき、すべての方向の水平力に対して安全であるように、架台の架構には型钢、棒鋼若しくは構造用ケプルの斜材又は鉄筋コンクリート造の壁が釣合い良く配置されていること。 ⑥建築基準法施行令第93条に基づき、地盤の許容応力度及び基礎の許容支持力は、国土交通大臣(平成13年国土交通省告示第1113号)が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めていること。ただし、地盤の許容応力度については、同案に示された数値を用いることができる。	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無			令和7年6月12日	令和7年6月12日
9	土砂の流出及び崩壊の防止に係る確認	確認方法	土地に自立して支持物を設置する場合、施設による土砂流出又は地盤の崩壊が生じていないことを確認する。 設備が施設された土地が土砂流出及び地盤の崩壊のおそれがある場合に対して、排水工、法面保護工等の対策を講じている場合には、図面等のとおり施工されていることを確認する。 設備を施設する地盤が傾斜地である場合には、必要に応じて抑制工や抑止工が施されていることを確認する。	<input checked="" type="checkbox"/> 済	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	対象となる規格無し	判定基準の①は土砂流出や地盤崩壊が兆候も含めて生じていないことを確認した。判定基準の②は図面等のとおり施工されていることを確認した。	確認年月日	確認年月日
		判定基準	①設備の施設による土砂流出や地盤崩壊が生じていないこと。また、その兆候がみられないこと。 ②排水工、法面保護工などの抑止・抑制工が図面等のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無			令和7年6月12日	令和7年6月12日



番号	確認項目	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無(1)	記録による確認		規格に沿って確認を行った場合の規格番号	備考	確認年月日、確認者(2)	
						工場試験結果による確認の有無	その他記録(図面、書類等)による確認の有無			設置者	主任技術者
15	総合インターロック試験	確認方法 発電設備を軽負荷運転させ、総合インターロックが作動する原因となる電氣的要素及び機械的要素のそれぞれについて事故を模擬し、これに係る保護継電装置を実動作又は手動で接点を閉じて動作させる。 なお、本試験により確認すべき内容が保護装置試験、制御電源喪失試験又は負荷遮断試験（現地で実施するものに限る。）と併せて行える場合は、複数の試験を同時に実施することができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し	判定基準すべてが満たされていることを確認した。	確認年月日 令和7年6月12日	確認年月日 令和7年6月12日
		判定基準 プラントが自動的かつ安全に停止するとともに関連する警報、表示等が正常に動作すること。								確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一	確認者 合同会社メガソーラー菅原 電気主任技術者 菅原 拓三
16	制御電源喪失試験	確認方法 発電設備を運転中に制御電源を喪失させたときに過渡変化する主要パラメーターの測定並びに遮断器、開閉器等の開閉の状況及び警報、表示等を確認する。 なお、本試験により確認すべき内容が保護装置試験、総合インターロック試験又は負荷遮断試験（現地で実施するものに限る。）と併せて行える場合は、複数の試験を同時に実施することができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し	確認方法に基づき、判定基準すべてが満たされていることを確認した。	確認年月日 令和7年6月12日	確認年月日 令和7年6月12日
		判定基準 プラントが自動的、かつ、安全に規定の状態に移行すること及び測定結果に異常が認められないこと並びに遮断器、開閉器が正常に動作し、かつ警報、表示等が正常に出ること。								確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一	確認者 合同会社メガソーラー菅原 電気主任技術者 菅原 拓三
17	負荷遮断試験	確認方法 発電設備出力の1/4負荷運転状態から負荷遮断し、異常のないことを確認した後、順次2/4、3/4、4/4負荷運転まで段階的に試験を行う。 発電電圧について、過渡変化を記録できる測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）により確認する。 なお、必要な負荷運転での現地試験の実施が困難であった場合は、工場試験の結果から判断して支障ないと認められるものについては記録により確認できるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し	判定基準すべてが満たされていることを確認した。	確認年月日 令和7年6月12日	確認年月日 令和7年6月12日
		判定基準 負荷遮断後、発電電圧等負荷遮断時に過渡変化するパラメーターの変動が制限値内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態へ移行すること。								確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一	確認者 合同会社メガソーラー菅原 電気主任技術者 菅原 拓三
18	遠隔監視制御試験	確認方法 発電制御所において、電技解釈第47条の2で規定された被制御発電所の主機の自動始動停止操作、あるいは必要な遮断器等の開閉操作及び運転に必要な制御開閉器類の制御操作を遠隔で行い、当該機器が動作すること及び発電制御所に状態変化が表示されることを確認する。	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し	監視制御方式が遠隔監視制御方式ではないため、対象外とした。	確認年月日 令和7年6月12日	確認年月日 令和7年6月12日
		判定基準 被制御発電所の関係機器が正常に動作すること、及び被制御発電所の状態変化が正しく発電制御所又は技術員駐在所に表示されること。								確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一	確認者 合同会社メガソーラー菅原 電気主任技術者 菅原 拓三
19	負荷試験（出力試験）	確認方法 発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。 連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後実施する。 ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及びJEC-2470(2017)(JEC-2470(2018)にて追補)に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	JEC-2470(2017) (JEC-2470(2018)にて追補) JESC E7002(2015)	判定基準すべてが満たされていることを確認した。 モジュールは、日本電気規格委員会「電気機械器具の熱的強度の確認方法」により現地での負荷試験は省略した。 逆変換装置は、JEC-2470(2017)(JEC-2470(2018)にて追補)に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できたため、現地での負荷試験を省略した。	確認年月日 令和7年6月12日	確認年月日 令和7年6月12日
		判定基準 発電設備の各装置の定格は図面等どおりであり、かつ、異常が認められないこと。								確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一	確認者 合同会社メガソーラー菅原 電気主任技術者 菅原 拓三

3 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備

【太陽電池発電所（高圧受電設備に接続されている太陽電池発電設備を含む）】

番号	確認項目	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無(1)	記録による確認		規格に沿って確認を行った場合の規格番号	備考	確認年月日、確認者(2)		
						工場試験結果による確認の有無	その他記録(図面、書類等)による確認の有無			設置者	主任技術者	
20	関係法令の規定の遵守の確認	<p>発電所、発電設備の工事が次に掲げる許可（以下「関係許可」という。）を要する行為を伴う場合において、当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを書類等により確認する。</p> <p>① 砂防法（明治30年法律第29号）第4条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可</p> <p>② 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可</p> <p>③ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項又は同法第42条第1項の許可</p> <p>④ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可</p> <p>⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可</p>	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し	以下の許可内容を基に工事されていることを確認した。 ① 砂防法 ② 森林法 ③ 地すべり等防止法 ④ 宅地造成及び特定盛土等規制法 ⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ○○県□□部◇◇課へ確認結果、①～⑤のいずれも許可不要であることを確認した。	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー 菅原 拓一	確認年月日 令和7年6月12日 主任技術者 合同会社メガソーラー 菅原 拓三			
		判定基準	関係許可を要する行為が当該関係許可を受けたところに従って行われていること。									

- (1) この欄は、現地試験が困難で工場作動試験結果等の記録による確認で代替する場合には「無」とすること。  
 (2) この欄には、使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名。

使用前自己確認結果確認届出書添付書類一覧

添付書類名	必須	条件により添付必要	
発電所の概要を明示した地形図	<input checked="" type="checkbox"/>	-	
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	<input checked="" type="checkbox"/>	-	
発電方式に関する説明書	<input checked="" type="checkbox"/>	-	
支持物の構造図及び強度計算書	該当なし <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	以下区域に設置する場合に添付が必要（該当するものにチェック）
			<input type="checkbox"/> ・砂防法（明治30年法律第29号）第二条の規定により指定された <b>砂防指定地</b>
			<input type="checkbox"/> ・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第三条第一項の規定により指定された <b>地すべり防止区域</b>
			<input type="checkbox"/> ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第三条の規定により指定された <b>急傾斜地崩壊危険区域</b>
			<input type="checkbox"/> ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された <b>土砂災害警戒区域</b>
当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。）の崩壊の防止措置に関する説明書	該当なし <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>急傾斜地崩壊危険区域内</b> において行う制限工事に係る場合は添付が必要
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	該当なし <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>砂防法</b> （明治30年法律第29号） <b>第四条</b> （同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による <b>許可</b>
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	該当なし <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>森林法</b> （昭和26年法律第249号） <b>第十条の二第一項</b> の <b>許可</b>
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	該当なし <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>地すべり等防止法</b> （昭和33年法律第30号） <b>第十八条第一項</b> 又は <b>同法第四十二条第一項</b> の <b>許可</b>
宅地造成及び特定盛土等規制法第十七条第二項又は第三十六条第二項の規定により交付された検査済証の写し	該当なし <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>宅地造成及び特定盛土等規制法</b> （昭和36年法律第191号） <b>第十二条第一項</b> 又は <b>第三十条第一項</b> の <b>許可</b>
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	該当なし <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</b> （昭和44年法律第57号） <b>第七条第一項</b> の <b>許可</b>

注意) 地形図・平面図・断面図は記載例です。このまま印刷するものではありません。作成をお願いいたします。

◇地形図(記載例)



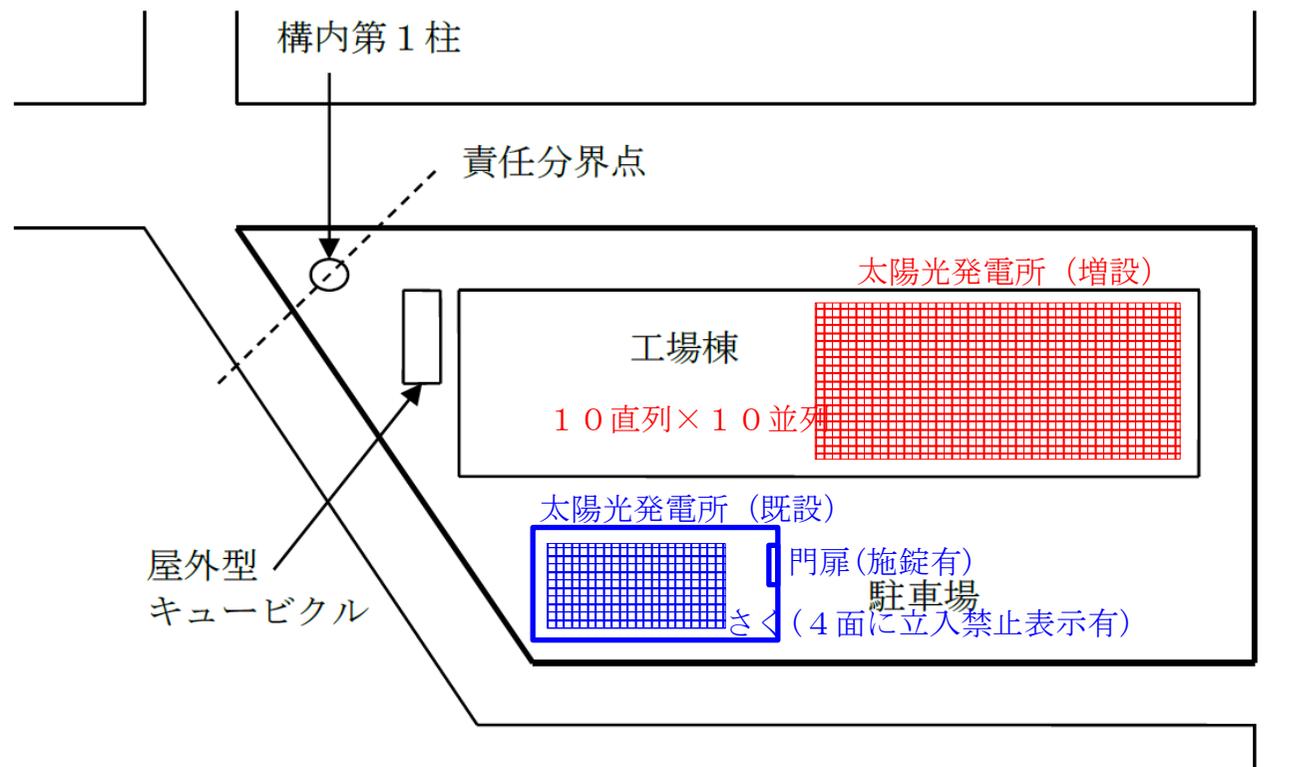
(必要事項)

- ・標高がわかることや著作権上の問題が無いことから、**国土地理院の電子地図の使用を推奨**します。
- ・発電所の設置場所が地形図の中心にあることを確認し、印刷後に発電所部分に印(該当部を色付けする等)をお願いいたします。



注意) 地形図・平面図・断面図は記載例です。このまま印刷するものではありません。作成をお願いいたします。

◇平面図(記載例)



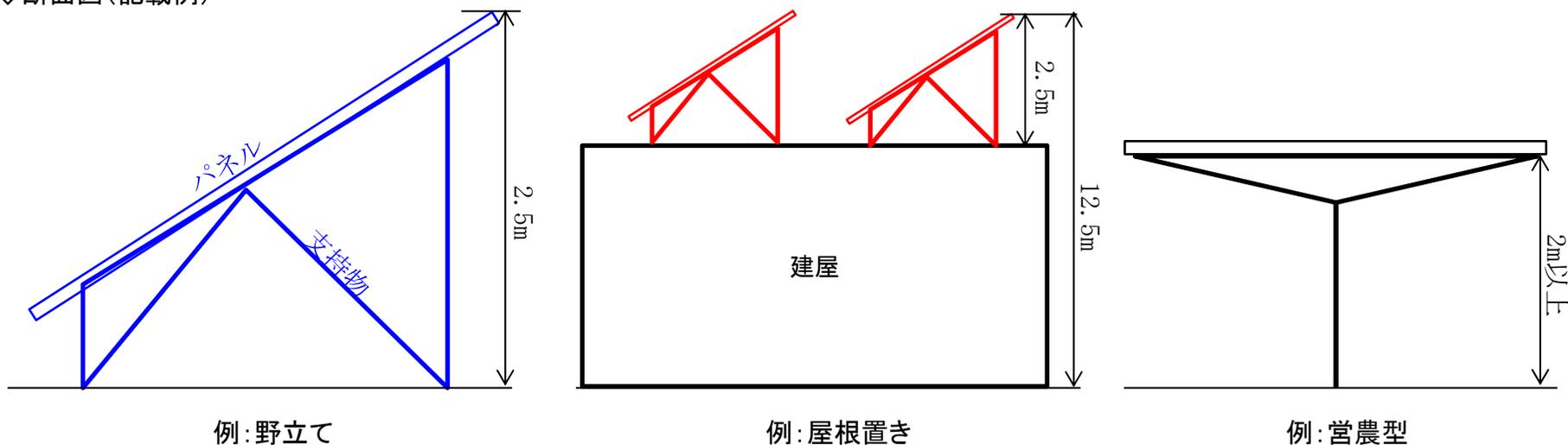
(必要事項)

- ・設計時に作成されたパネル配置図(平面図)や保安規程の使用区域図を転用するの可です。
- ・設計時と完成時に変更されている場合は**完成時の図面**を使用してください。
- ・パネルの配列(配列数及び回路数)が分かるようにしてください。図面内の空白部に記載するなど補足をお願いいたします。
- ・**野立て(地上、傾斜地)や水上の場合、さく、へい等(施錠、立入禁止表示含む)が施設されていることがわかるようにしてください。**



注意) 地形図・平面図・断面図は記載例です。このまま印刷するものではありません。作成をお願いいたします。

◇断面図(記載例)



(必要事項)

- ・設計時に作成された断面図を転用するも可です。
- ・設計時と完成時に変更されている場合は**完成時の図面を使用**してください。
- ・地上面(GL)からの高さ、支持物、太陽電池モジュール及び高さが記載されている図面
- ・屋根置きの場合は、地上面及び屋根面から太陽電池モジュールまでの高さが分かるようにしてください。



# 発電方式に関する説明書

## 発電所の概要及びシステム構成

設置方法	地上		
供給形態	自家消費		
供給先の設備	事業用（自家用もしくは電気事業用）		
種類	単結晶シリコン		
出力	39.55		W
開放電圧	52.79		V
短絡電流	0.1		A
モジュールの個数	100		枚
開放電圧が最大となるモジュールの直列数	16		枚
開放電圧×直列数	844.64	>	750 V